

男鹿市告示第 7 9 号

男鹿市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払いに関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払いに関する要綱の一部を改正する告示
男鹿市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払いに関する要綱（令和 4 年男鹿市告示第 6 1 号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（申請期限） 第 5 条 償還払いの申請期限は、<u>令和 8 年 3 月末日</u>とする。 附 則 この告示は、令和 4 年 7 月 1 日から施行し、<u>令和 8 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。	（申請期限） 第 5 条 償還払いの申請期限は、<u>令和 7 年 3 月末日</u>とする。 附 則 この告示は、令和 4 年 7 月 1 日から施行し、<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則
この告示は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。